



平成 22 年 3 月 12 日

各 位

会 社 名 株式会社アイロムホールディングス  
代 表 者 名 代表取締役社長 三宅 鐵宏  
(コード番号 2372 東証第一部)  
問 合 せ 先  
役 職 取締役 経 財 経 本 部 担 当  
氏 名 小 島 修 一  
電 話 03-5436-3148

## 不適切な会計処理の調査結果報告に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 12 月 17 日付「不適切な会計処理について」および平成 22 年 2 月 12 日付「平成 22 年 3 月期第 3 四半期報告書提出遅延および当社株式の監理銘柄（確認中）指定の見込みに関するお知らせ」に記載のとおり、過年度の決算における会計処理につき当社グループと利害関係の無い外部の第三者による調査委員会（以下、「第三者委員会」という。）を設置し調査を進めておりましたが、その結果として、本日付にて第三者委員会より調査報告書を受領いたしましたので調査報告書の概要および、調査報告書を受けて決定いたしました責任者の処分につきまして、お知らせいたします。

株主、投資家および取引先の皆様ならびに市場関係者の皆様をはじめ、ステークホルダーの皆様にはご迷惑とご心配をおかけしましたことを改めて深くお詫び申し上げます。

当社は、第三者委員会の調査報告および提言を真摯に受け止め、コーポレートガバナンスおよびコンプライアンス体制の充実・強化を図るなど再発防止体制の再構築に取り組む所存であり、信頼の回復に向け全力を尽くしてまいります。

### 1 調査報告書の概要

別添のとおりです。

### 2 責任者の処分

第三者委員会の調査報告書を受け、不適切な会計処理につき、以下のとおり、責任者を処分いたします。

#### ① 株式会社アイロムホールディングス役員・顧問の処分

最高顧問	森 豊隆	平成 22 年 3 月 31 日付で顧問契約終了 平成 22 年 3 月 31 日付で当社グループ役員職を全て辞任
取締役	秀島 直樹	平成 22 年 3 月 31 日付で当社及び当社グループ役員職を全て辞任
取締役	池本 康二	平成 22 年 3 月 31 日付で当社及び当社グループ役員職を全て辞任
監査役	松島 正明	平成 22 年 3 月 31 日付で当社及び当社グループ役員職を全て辞任

#### ② 株式会社アイロム役員 of 処分

代表取締役社長	原 寿哉	平成 22 年 3 月 31 日付で株式会社アイロム及び当社グループ役員職を全て辞任
---------	------	--

尚、株式会社アイロムホールディングス代表取締役社長 三宅鐵宏は、本件不適切な会計処理が判明し本日に至るまで、株主、投資家および取引先の皆様ならびに市場関係者の皆様をはじめ、ステークホルダーの皆様にご迷惑、ご心配をおかけしたことについて道義的責任を取り、役員報酬を 3 カ月間、30%自主返上いたします。

以 上

# 調査報告書（概要）

平成 22 年 3 月 12 日

株式会社アイロムホールディングス 第三者委員会

## 第 1 調査の概要

当第三者委員会（以下「当委員会」という。）は、株式会社アイロムホールディングス（平成 18 年 10 月 1 日に株式会社アイロムから商号変更。以下、商号変更の前後を問わず、「アイロム HD」という。）の平成 17 年 3 月期以降の連結決算において不適切な会計処理が行われた可能性がある取引について、事実関係・会計処理を確認し、再発防止策を提言するため、平成 21 年 7 月、設置された。

当委員会は、資料の確認、関係者からの聴取等を行った。

## 第 2 決算訂正が必要と判断された事項

### 1 平成 17 年 3 月期に受託したとされる臨床試験に関する売上の計上

#### (1) 問題となる会計処理

アイロム HD は、平成 17 年 3 月期に、A 社、B 社、C 社及び D 社から、特定の食品の効能等の調査ないし特定の症状を持つ被験者のスクリーニングを目的とした計 6 件の臨床試験（以下「本件臨床試験」という。）を受託したとされる。

アイロム HD は、かかる取引により、平成 17 年 3 月期及び平成 18 年 3 月期に A 社ないし D 社からそれぞれ検収書を受領し、平成 17 年 3 月期に 11 億 7851 万 2143 円、平成 18 年 3 月期に 4898 万 7857 円の売上を計上した。

#### (2) 訂正が必要と判断した理由

A 社から受託した臨床試験においては、契約書及び実施計画書で予定されていた内容と比べて不十分な臨床試験しか行われておらず、契約書で予定されていた役務の提供があったとは認められない。

そのため、平成 17 年 3 月期及び平成 18 年 3 月期に A 社から受託した臨床試験に基づく売上を計上することは適切ではなく、売上を取り消すべきであるとする。

B 社から受託した臨床試験は、B 社がアイロム HD に委託する形をとるものの、アイ

ロム HD は、当該臨床試験により得られた結果を、アイロム HD の子会社であるアイロム製薬株式会社(平成 18 年 4 月に小林製薬工業株式会社から商号変更。以下、商号変更の前後を問わず、「アイロム製薬」という。)において計画していたビジネスで利用しようと考えており、また、その委託金は、アイロム製薬が B 社から購入する予定であった設備の購入価額を水増しすることで B 社に支払い原資を与え、それにより支払うこととされていた。かかる事情に照らせば、B 社から受託した臨床試験は、アイロム HD が自らのために行ったものというべきであり、B 社に対する売上として認識すべきではないものと考えられる。したがって、平成 17 年 3 月期に B 社から受託した臨床試験に基づく売上を計上することは適切ではなく、売上を取り消すべきであると考ええる。

なお、売上の計上取消しに伴い、水増しされた金額で購入した設備の取得価額も、本来の金額に修正すべく、同額の減額がなされるべきである。その結果の派生として、当該設備に関して平成 20 年 12 月に実施した減損処理額も、同額の減額を行うべきであると考ええる。

C 社及び D 社から受託した臨床試験においては、当事者間で合意された内容についてアイロム HD と C 社及び D 社で認識にずれがあったものと思われるが、結果として、C 社及び D 社が想定していた内容どおりの臨床試験は行われていなかったと認められる。

そのため、平成 18 年 3 月期に C 社及び D 社から受託した臨床試験に基づく売上を計上することは適切ではなく、売上を取り消すべきであると考ええる。

### **(3) 本件臨床試験に関して不適切な会計処理が行われた動機について**

本件臨床試験に関して不適切な会計処理が行われた動機については、当時、アイロム HD は右肩上がり成長を続けており、平成 17 年 3 月期もできる限り売上を計上したという意識の下、検収書を受領し、形式的にアイロム HD に委託金が入金されるという形式さえ整えば、売上が計上できると安易に考え、不適切な会計処理に及んでしまったものと考えられる。アイロム HD に、かかる「形式さえ整えば、それに従った会計処理ができる」という考えがあったことについては、後述する他の不適切な会計処理についても同様であると考えられる。

本件臨床試験に関しては、その売上を計上した直後の平成 17 年 4 月 4 日に、アイロム HD が、平成 17 年 3 月期業績予想について、売上高、経常利益、当期純利益について上方修正を行い、同日、9 万株の公募増資と当時の代表取締役社長及びその親族が保有していた 4 万 5000 株の売出し等を行うことを公表しているという事情がある。そのため、アイロム HD が、公募増資において株価を上げることを企図し

て、本件臨床試験に関して不適切な会計処理を行ったのではないかとの疑いがある。

また、アイロム HD は、平成 16 年 11 月 16 日に、業績予想を上方修正し、平成 17 年 3 月期の業績予想について、連結ベースで、売上高 50 億円、経常利益 16 億円となる旨を公表している。アイロム HD の平成 17 年 3 月期の売上は約 57 億 7000 万円、経常利益は約 16 億 5000 万円であり、最終的には上記業績予測を上回る実績となっているが、かかる平成 17 年 3 月期の売上のうち、仮に本件臨床試験による売上約 11 億 8000 万円の計上がなかったとすれば、平成 17 年 3 月期の売上は、業績予想の数値を下回ることになる。また、本件臨床試験による売上によるアイロム HD の利益を除いた場合の平成 17 年 3 月期の経常利益は約 5 億円となり、上記業績予想の数値を大幅に下回ることになる。このことから、アイロム HD は、業績予想に示した売上及び経常利益を達成するために、本件臨床試験による売上計上を行った疑いがある。

しかし、当時のアイロム HD の社長をはじめ本件臨床試験に関与した取締役や担当者は公募増資において株価をつり上げたり、業績予測を上方修正するためといった悪質な目的の存在を否定している。

## 2 F 社に対する貸倒引当金の計上

### (1) 問題となる会計処理

アイロム HD の子会社である株式会社アイロムメディック(以下「アイロムメディック」という。)は、平成 16 年 11 月 11 日、E 社との間で業務委託契約を締結し 3 億円を支払った。この業務委託契約では、E 社が委託業務を達成できなかった場合には、アイロムメディックが E 社に支払った 3 億円を返還することとされていたが、E 社は、業務委託の期限であった平成 18 年 3 月 31 日までに委託業務を達成できなかった。

アイロムメディックは、アイロムメディックが E 社に委託していた委託業務を達成できなかったことよって E 社がアイロムメディックに返還することになった 3 億円について、F 社との間で「E 社がアイロムメディックに対して 3 億円を返還することとなった場合には、F 社が 1 億 5000 万円を支払う」という合意があったことを根拠として、平成 18 年 3 月 31 日、E 社がアイロムメディックに返還することになった 3 億円のうちの 1 億 5000 万円のみを E 社に対する未収金とした上で貸倒引当金を計上し、残りの 1 億 5000 万円は F 社に対する未収金として計上した。その後、アイロムメディックは、平成 19 年 3 月 30 日に F 社から 3000 万円を回収し、平成 20 年 3 月 31 日に、未収金の残額である 1 億 2000 万円について貸倒引当金を計上した。

### (2) 訂正が必要と判断した理由

本件においては、アイロムメディックと F 社との間で「E 社がアイロムメディックに対

して3億円を返還することとなった場合には、F社が1億5000万円を支払う」という合意があったのかが問題となる。

この点、アイロムメディックとF社は、平成21年12月21日に和解契約を締結しているが、同和解契約において、アイロムメディックとF社の間で、F社の負担分は2000万円であるとして、アイロムメディックが、すでにF社から受領していた3000万円のうち1000万円をF社に返還することとされている。かかる和解契約の内容に照らすと、F社が負担するとされていた金額は当初から2000万円であったと推認することができる。確かに、F社は、1億5000万円を平成18年9月末に支払う旨の書面をアイロムメディックに提出したり、平成19年3月30日にアイロムメディックに3000万円を支払うなどしているが、当時の担当者はすでに退社しており、これらの行為についての経緯・目的が客観的に明らかとならない以上、保守的に見て、F社が負担するとされていた金額は当初から2000万円であったことを前提に会計処理を行うのが無難であると考ええる。

したがって、E社及びF社に関する貸倒引当金の処理について、会計処理を見直すのが望ましいと考える。

### 3 G社に対する売上の計上

#### (1) 問題となる会計処理

アイロムHDは、平成18年1月10日、G社から、特定の製品の効用等の調査を目的とした計5件の臨床試験を受託した。

アイロムHDは、かかる取引に基づき、平成18年3月31日付けでG社から検収書を受領し、平成18年3月期に2億52万489円の売上を計上した。その後、アイロムHDとG社は、平成19年3月15日に上記委託契約を解除し、アイロムHDは、すでに受領していた2億97万円のうち1億4637万円を返還した。

#### (2) 訂正が必要と判断した理由

アイロムHDは、検収書を受領した平成18年3月31日の時点では、G社から受託した臨床試験について治験審査委員会の審査を受けたり、G社から受託した臨床試験の実施に向けての準備をし、臨床試験をいつでも実施できる体制を整えていたが、臨床試験自体は実施していなかった。

G社から受託した臨床試験の委託金は2億97万円と高額であり、しかも契約締結に際しG社は実際に臨床試験を実施し、試験対象である製品の効用を調べたいという意図を有していたというのであるから、臨床試験をいつでも実施できる体制を整えただけでは、契約上予定されている役務の提供がなされたとは認められない。そのため、

平成 18 年 3 月期に G 社から受託した臨床試験に基づく売上を計上することは適切ではなく、売上を取り消すべきであると考える。

もともと、アイロム HD は G 社から受託した臨床試験の実施に向けての準備をしていたことは認められるから、アイロム HD が受領した 2 億 97 万円から返還した 1 億 4637 万円をを控除した残額について、かかる返金がなされた段階で収益計上することは可能であると考える。

#### **4 H 社に対する売上の計上及び計上時期**

##### **(1) 問題となる会計処理**

アイロム HD は、平成 18 年 3 月期に、H 社から、医療機関等に対しシステムの導入を働きかけ、システムの導入先を開拓することを内容とする業務を受託した。

アイロム HD は、かかる取引に基づき、平成 18 年 3 月 31 日付けで H 社から検収書を受領し、平成 18 年 3 月期に 1 億円の売上を計上した。その後、アイロム HD と H 社は、平成 19 年 1 月 15 日に上記業務委託契約を解除し、アイロム HD は、同年 3 月 1 日、前期損益修正損 1 億円を計上した。

##### **(2) 訂正が必要と判断した理由**

アイロム HD は、H 社から受託した業務の成果物として、H 社に対し、事前にシステムの導入の検討を内諾していた医療機関をまとめたリストを提供した。

アイロム HD は、かかるリストの提供により、IC カードシステム等に関する業務委託契約で定められた役務の提供は完了したと認識しているとのことであるが、同契約で定められた業務は、アイロム HD が医療機関等に対しシステムの導入を働きかけ、システムの導入先を開拓することであるところ、単に医療機関に対しシステムの導入の検討の打診を行い、検討の内諾を受けた医療機関のリストを交付しただけでは、かかる業務の重要部分を行ったと評価することは難しい。実際にも、リストには 600 近い医療機関が記載されているが、そのいずれにもシステムを導入させるに至っていない。

また、アイロム HD は H 社から検収書と題する書面を受領しているが、同検収書はリストを受領したことを示す受領書と見るべきであり、必ずしも委託業務がすべて完了したことを示すものではない。

したがって、平成 18 年 3 月期に H 社に対して、1 億円の売上を計上することは適切ではなく、売上を取り消すべきであると考える。

### 第3 本件の原因の分析及び再発防止策の提言

#### 1 本件の原因について

##### (1) コンプライアンス意識の欠如

上記第2記載の訂正が必要と考えられる会計処理(以下、訂正が必要な会計処理をまとめて「本件不適切な会計処理」という。)に至った最大の理由の1つとして、そもそもアイロムHDにおいて、十分なコンプライアンス意識が醸成されていなかったことが挙げられる。

アイロムHDは、相手先の代金返済能力や本来の契約目的を十分に考慮することなく大口の契約を受託し、実際には不十分・不完全な試験しか実施していない状況であるにもかかわらず、形式的な検収書の発行を受けて売上を計上するなどしている。さらに、売上代金の支払原資を外部の会社を通じて間接的に取引先に融資することで取引先から実質的な代金支払があったような形式を作出し、あるいは、設備を購入する取引先に水増し請求をさせ、当該水増し額をもって代金支払に充てさせるなど、代金回収が問題なく行われているかのように形式を整えている。これらの背景には、「形式を整えさえすればよい」という安易な意識が垣間見られる。

このほか、取引先から委託を受けた業務を契約書どおり遂行することや、取引先の事業規模を超えた取引を避けるべきこと、売上の計上に当たってはそれ相応の役務の提供が必要であること等は、個々の取締役及び従業員が当然に認識すべき事項であったといえる。コンプライアンス意識とは、単に「形式を整える」ということではなく、結果として「守るべき法律やルール」を遵守できるように実態を整えるように尽くすという意識であり、その意味で、当時の取締役及び従業員に十分なコンプライアンス意識があったとは到底認められない。取締役及び従業員が、適切なコンプライアンス意識をもって業務に当たっていれば、本件不適切な会計処理は防止できた可能性が高い。

##### (2) 経営トップの姿勢

本件取引には、アイロムHDやそのグループ会社の役員が関与しており、しかも、複数の取締役が、臨床試験の実施、検収書の受領、会計処理、取引先への委託料支払いの原資の提供などの役割を分担し、相互に関連している。したがって、取締役相互の監視機能は全く機能しなかったか、ないしは、当時の最高経営責任者の承認下で、社内の統一的な意思、方針の下に取引が行われたのではないかと強く推測させる。そもそも、会社のコンプライアンス風土を醸成し、各取締役がどれだけ有効に監視機能を発揮担できるかは、経営トップの姿勢に委ねられる部分が多い。そして、結果から推察するに、コンプライアンス意識欠落の最大の責任は当時の最高経営責任者にあ

るといえる。

### **(3) 取締役及び従業員間の情報共有体制・監視監督体制が不十分であったこと**

本件不適切な会計処理が行われた原因として、各取引において、限られた担当者のみが発見し、適切な情報共有がなされず、十分な監視監督ができていなかった点が挙げられる。

アイロム HD においては、本件不適切な会計処理が行われた当時、各取締役が特定の取引先との業務を担当し、取引の実施、内容等について、当時の最高責任者以外の他の役職員とは十分な情報共有ができていなかった。その結果、各担当者の独自の理解による取引が行われ、取引先との馴れ合いが生じることになり、本件臨床試験のような不適切な会計処理につながったと考えられる。

### **(4) 業務ルールが不十分・不明確であったこと**

本件不適切な会計処理の原因として、アイロム HD において業務ルールが不十分・不明確であったことが挙げられる。

例えば、アイロム HD には与信管理規程は存在していたものの、本件臨床試験の取引先の与信調査は行われていなかった。本件臨床試験においては、取引先の事業規模を超えた額の取引がなされ、そのために委託料の支払い原資をアイロム HD が提供する等の不明瞭な取引がなされているが、仮に与信管理に関するルールが適切であり、必要な与信管理が行われていれば、このような取引は防げた可能性がある。また、本件不適切な会計処理が行われた当時、食品の効能等を調べる臨床試験においては、薬品に関する臨床試験と異なり、その実施方法・品質管理に関する明確なルールがなかったとのことであり、このことが、本件臨床試験の一部において十分な役務の提供がなされなかったことの原因となっていると考えられる。

### **(5) 内部監査等が十分に機能していなかったこと**

本件不適切な会計処理については、アイロム HD において、内部監査室による内部監査や監査役による監査でも問題点が指摘されていなかった。

内部監査室ないし監査役による監査がもう少し慎重になされていれば、本件不適切な会計処理を早期に発見することができた可能性がある。

### **(6) 会計に関する理解が不十分であったこと**

本件不適切な会計処理の原因の 1 つとして、アイロム HD における取引担当者及び



経理担当者において、会計処理に関する理解が不十分であったことが挙げられる。

例えば、本件臨床試験等においては、担当者は、単に取引先から検収書等の書面を受領しさえすれば、売上を計上してよいと安易に考え、アイロム HD は、売上を計上するに足りる役務の提供が行われていないにも関わらず、売上を計上するに至っている。取引担当者ないし経理担当者において、会計処理に対し十分な理解があれば、本件不適切な会計処理は防げた可能性がある。

## **(7) 取引先との不明瞭な関係**

今回調査した本件不適切な会計処理に関する取引に関して、アイロム HD と取引先との関係が不自然なものが多く見られた。

アイロム HD は、取引関係で自社が優位に立つ、ないしは、相互に暗黙の思惑が一致するなどの理由から、アイロム HD と何らかの関係を有する企業に対して、自己の思惑に沿った不自然な取引を行わせていたのではないかという疑いもある。不自然な取引を許容する取引先がアイロム HD の周辺に多数存在することも、不適切な売上計上を可能とした一因であると考えられる。

## **(8) 当時の SMO 業界の状況**

平成 17 年 3 月期当時、SMO 業界において、臨床試験の売上計上基準につき定まった考え方はなかったことや、食品の臨床試験について厳格な実施体制をとらねばならないという慣行も現在ほどには確立されていたとは言いがたいことなど、当時の SMO 業界の状況も本件不適切な会計処理に影響していると考えられる。

もっとも、これらの事情はあくまで副次的な要因にすぎず、アイロム HD におけるコンプライアンス意識の欠如、その他の要因が本件不適切な会計処理の主たる原因となっていることは否定できない。

## **2 再発防止策の提言**

### **(1) 情報共有体制・監視監督体制の整備**

アイロム HD においては、前述のとおり、取締役及び担当者相互の情報共有・監視監督が十分に機能していなかった。そこで、稟議規程及び取締役会規程を見直し、情報共有・監視監督体制を整備することが考えられる。

具体的には、稟議事項や取締役会への報告事項の範囲を広げることなどが考えられる。アイロム HD においては、現在、職務権限規程の見直しを行っており、承認・決定・協議を行う者を明確化することを検討しているが、これも情報共有体制の整備の

一環と位置付けられる。

また、取締役会規程のさらなる見直しや、報告等に当たり文書をできる限り用いるよう努め、意思決定過程の透明化を図ることが考えられる。

## **(2) 臨床試験における品質管理制度の整備**

アイロム HD には、臨床試験における品質管理制度として、平成 17 年 3 月期当時も、クオリティセンターやクオリティアシユアランスセンターという名称の品質管理部門が存在していたが、前述のとおり、不十分であったと考えられる。そこで、品質管理制度を見直すことが考えられる。

この点、アイロム HD グループは、平成 20 年 4 月 1 日、アイロムに品質管理室を設置し、現在では、医薬品の臨床試験のみならず、食品の臨床試験についても、品質管理制度が確立されており、臨床試験の品質管理について改善を図ってきているものと評価できるが、本件不適切な会計処理が生じた背景には、管理の行き届かない領域が存在していたという事情があるから、全てのサービスに対して漏れなく適切な品質管理が行われること、時代の経過とともに陳腐化・不適合化することがないように、継続的にその有効性を確認することが必要である。

## **(3) 取引先の与信管理制度の整備**

アイロム HD では、与信管理規程を平成 19 年 5 月 29 日に改定し、与信管理についてのルールを明確化を行っている。

また、アイロム HD では、近々、与信管理規程の改定及び与信管理細則の制定を予定しており、与信限度基準額の算出、与信残高管理手続きの明確化等具体的手続きを規定する予定であるとのことであり、これにより与信制度における改善が果たされるものと考えられる。

## **(4) 内部監査室による監査の実効化**

内部監査室の監査をさらに充実させ、実効化するため、監査の手順や方法、監査上の留意点等をより詳細に規定した監査マニュアルを作成することが考えられる。

また、現在は、内部監査室による監査は、財務及び業務上の情報の信頼性と全体的整合性の観点行うこととされているが、信頼性と全体的整合性の観点のみならず、会計の適正性の観点からの検討・評価も監査の目的とすることが考えられる。

さらに、抜き打ち監査の導入や、人員の増強も検討に値する。

## (5) 監査役による監査の実効化

監査役による監査をさらに充実させ、実効化するため、監査の手順や方法、監査上の留意点等をより詳細に規定して監査マニュアルを作成することが考えられる。

## (6) 会計処理に関する理解の醸成

平成 19 年 4 月に三宅鐵宏社長がアイロム HD 代表取締役社長に就任して以降、アイロム HD では、経理規程、原価計算規程、棚卸資産管理規程、固定資産管理規程といった会計に関する社内規程を改定するとともに、売掛金処理を実体に合わせるため前期損益修正損を計上したり、保有する有価証券の評価を見直し投資有価証券評価損を計上したり、債権評価を見直し多額の貸倒引当金を計上するなど、会計処理の見直しを行い、会計処理の適切性に関する疑義の解消に努めている。

今後は、アイロム HD の経理部門のみならず、営業部門の取引担当者も会計について最低限の理解を醸成できるよう、営業部門の取引担当者が外部の専門家が実施するセミナーに参加することを奨励する、定期的に外部の専門家を招いて、営業部門において会計処理に関する研修を実施する、営業部門に会計の専門知識を有する役職員を配置し、随時取引担当者に会計処理について指導を行ったり、会計的な観点からの監督を行う等の施策を実施することが考えられる。

## (7) 全社的なコンプライアンス意識醸成の取り組み

コンプライアンス意識の醸成に努めるため、以下のような取り組みを実施することが考えられる。

### ア 経営トップによる、全社的なメッセージの発信

利益の追及の行き過ぎ等により、コンプライアンスが軽視されないよう、経営のトップである社長から、全社員出席の会合での説示や、全社員へのメールやメッセージカードの配布などにより、改めてコンプライアンスの重要性を説くメッセージを発信し、会社としてコンプライアンスを重視した経営姿勢を明確にすることが考えられる。

### イ 役職員による研修会の参加や、アイロム HD グループ全体でのコンプライアンス研修等の実施

アイロム HD は、これまでも内部統制に関する業務を行う者や管理部門の責任者等を対象として、コンプライアンスについての研修や内部統制に関する説明会等を開催し、新人社員や全 CRC を対象としたコンプライアンス研修等も行って

いる。

今後は、上記に加えて、役職員全員を対象としたコンプライアンス研修を実施することが考えられる。そして、かかる研修においては、理解度を深めるため、ディスカッション及び発表を行ったり、理解度テストを行うことなども検討に値する。

ウ 懲罰規程の厳格化・業務評価の見直し

アイロム HD の現在の賞罰規程においては、社内規定違反の行為は、懲戒の対象とされていない。そこで、賞罰規程を改訂して、社内規定違反の行為を懲戒の対象とするなど、コンプライアンス違反の行為が業務評価に反映されるような体制をとることが考えられる。

## (8) 取引先との不明瞭な関係の解消

アイロム HD において、取引関係で自社が優位に立つ、ないしは、相互に暗黙の思惑が一致するなど何らかの関係を有する企業に対して、自己の思惑に沿った不自然な取引を行わせていたのではないかという疑いがあることは、財務報告の適正性の確保のみならず、コンプライアンス全般の観点から大いに問題がある。かかる不自然な取引を容認する企業との関係を見直し、適正な取引を行うよう取引先との関係を根本的に見直す必要がある。

アイロム HD がこれらの取引先との取引の見直しを行うに際しては、まずは、自ら不明瞭な取引先及び不明瞭な取引を検知する方法を有することが必要となる。具体的には、以下の方法を検討の上、実態に即して適切な方法を選択することが考えられる。

ア 取引先の継続・新規受入条件を規定するとともに、取引先がその条件を満たしていることを確認する。その際、取引先から、その条件を満たしていることを示す文書(「コンプライアンス確認書」など)を入手する。

イ 定期的に取り取引先デューデリジェンスや契約条件の妥当性評価を行い、コンプライアンス上その他の観点から不適切な取引先、取引契約を抽出する。抽出結果を検討の上、必要に応じて更なる調査を実施し、問題の兆候が認識された取引先に対して継続的な取引監視を行うとともに、アイロム HD の担当者の変更、契約条件の見直し、取引中止などを検討する。

ウ 取引先その他第三者が、アイロム HD のコンプライアンス担当部署に直接通報できる通報制度を設計し、不公正な取引の要請その他不正の兆候を即時に発見でき

る体制を整備する。取引先に対しては、問題の兆候発見時には、即時に通報をするよう依頼する。

エ 取引条件を監視し、異常に高額ないしは低額な条件での取引を抽出するとともに、その合理性を内部監査部門その他の独立した部署が検証する仕組みを導入する。

オ 社内の通報制度を活用し、不適切な取引を見聞きした従業員が、容易に会社側に問題点を伝達できる仕組みを充実させる。

#### **(9) 再発防止策の遵守状況に関するモニタリング等**

以上の再発防止策が形骸化しないように、コンプライアンス委員会による定期的なチェックのほか、全社員に対してアンケート調査を実施したり、あるいは定期的に外部の専門家に対して再発防止策やコンプライアンス体制一般についての状況をチェックしてもらうなどの方法により、適切にモニタリングを実施することが考えられる。

#### **第4 関係者処分等の提言**

以上を踏まえ、当委員会としては、関係者に対して以下のとおりの処分を実施することを提言する。

アイロム HD 最高顧問 森豊隆氏：

本件不適切な会計処理が行われた当時、アイロム HD の代表取締役社長であり、本件不適切な会計処理を防止・発見できなかったことに鑑み、アイロム HD 最高顧問職、アイロム HD グループの役員職を辞任するのが相当であると考えます。

アイロム HD 代表取締役社長 三宅鐵宏氏：

本件不適切な会計処理が行われた当時はアイロム HD の取締役ではなかったが、本件不適切な会計処理の発覚により、株主・取引先その他の関係者に迷惑をかけたことについての道義的責任として、役員報酬を3か月間、30%返上するのが相当であると考えます。

アイロム HD 取締役 秀島直樹氏：

本件不適切な会計処理の原因となる取引の担当者であったことに鑑み、アイロム HD 取締役、アイロム HD グループの役員職を辞任するのが相当であると考えます。

アイロム HD 取締役 池本康二氏：

本件不適切な会計処理の原因となる取引の担当者であったことに鑑み、アイロム HD 取締役、アイロム HD グループの役員職を辞任するのが相当であると考えます。

アイロム HD 監査役 松島正明氏：

本件不適切な会計処理の当時、経理担当役員であったことに鑑み、アイロム HD 監査役、アイロム HD グループの役員職を辞任するのが相当であると考えます。

株式会社アイロム代表取締役社長 原寿哉氏：

本件不適切な会計処理の原因となる取引の担当者であったことに鑑み、株式会社アイロムの代表権を返上の上、同社取締役を初めとするアイロム HD グループの役員職を辞任するのが相当であると考えます。

## 第 5 結 語

当委員会は、アイロム HD が、当委員会による調査の結果を真摯に受け止め、第 3 の 2 で述べた再発防止策を実施し、コンプライアンス経営に取り組んでいくことを期待する。

以 上